

後期高齢者医療制度の歯科健診を受けましょう！

後期高齢者医療制度の被保険者の方を対象に、歯・歯肉の状態や口腔清掃状態等をチェックし、^{こえんせい}誤嚥性肺炎等の口腔機能低下の予防をするため、歯科健康診査を実施します。

みなさまのお口の健康状態を知る良い機会となりますので、後期高齢者の特性に合わせた歯科健診を受診しましょう。



■対象者

高知県後期高齢者医療の被保険者の方

*ただし、長期入院中の方、施設等への入所者の方は対象外となります。

(長期入院患者や施設入所の方は、すでに健康状態を把握され、医師や施設管理者等の指導を受けていると考えられることから、歯科健診の対象から除いています。)

- ① 前年度75歳年齢到達者(昭和15年4月1日～昭和16年3月31日生まれの方)には、受診券を事前送付いたします。
- ② ①以外の方は、申し込みにより受診券を送付いたしますので下記までお問い合わせください。

■自己負担・・・無料 *治療が必要な場合は、別途費用がかかります。

■受診回数・・・実施期間内に1回

■受診方法・・・事前に、受診を希望する登録歯科医院にご予約の上、受診してください。

■健診実施期間(平成28年度)

平成28年10月1日～平成29年2月28日(5ヶ月間)

■持ち物・・・被保険者証、受診券、問診票、入れ歯、お薬手帳

■健診項目

- ・歯の状態(歯の本数、義歯の状態など)
- ・歯周組織の状態
- ・咀嚼力評価(噛む力)
- ・咬合の状態(咬み合わせ)
- ・口腔衛生、清掃の状態(歯垢の付着状態、自分で口腔清掃できるかなど)
- ・嚥下機能評価(だ液の飲みこみテスト)
- ・舌、唇機能評価(うがいができるか)
- ・その他、問診

■実施機関・・・受診券に同封の実施機関一覧表に記載されている登録歯科医院
(受診券発送前の実施機関の確認は、下記までお問い合わせください)

■健診結果・・・健診当日、受診した歯科医院で結果説明が行われます。

■その他

- ・歯科健診は、実施期間内に1回のみ無料の対象となりますので、後日、重複受診が判明した場合は、費用を請求させていただきますのでご了承ください。
- ・健診結果は、**保健指導などに活用いたします**のでご了承ください。

お申し込み・お問い合わせ先

町民課 後期高齢者医療担当 55-2314